

三次市教育委員会議案第12号

三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について

三次市民ホール事業運営委員会規則(平成26年三次市教育委員会規則第4号)第5条第2項の規定により、別紙の者を三次市民ホール事業運営委員会監事に任命することについて、議決を求める。

平成27年5月14日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由